

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和2年度 教育委員会 第5回定例会)

開会 令和2年8月5日(水)

閉会 令和2年8月5日(水)

午前9時00分

午前10時25分

場所 西宮市役所東館 701 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	地域学校協働課長	谷口 博章
	教育次長	佐々木 理	学校保健安全課長	中前 洋一
	教育総括室長	薩美 征夫	教育研修課長	木田 重果
	参与(人事担当)	八橋 徹	生涯学習企画課長	中島 貴子
	参与(西宮浜担当)	清水 孝茂	教育企画課係長	瀧井 佑介
	社会教育部長	上田 幹	教育総務課係長	青木 威
	学事・学校改革部長	津田 哲司		
	学校教育部長	漁 修生		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育職員課長	秦 淳也		
	学校管理課長	山下 博之		
署 名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### <教育長報告>

### <審議案件>

- 議案第26号 西宮市学校教育事業審査委員会臨時委員委嘱の件 (教育研修課)  
議案第27号 教育財産用途廃止の件 (学校管理課)  
報告第17号 令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第7号)  
(8月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 (教育企画課)  
報告第18号 西宮市いじめ問題調査委員会委員委嘱の件 (学校保健安全課)  
議案第28号 西宮市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件 **非公開** (地域学校協働課)  
議案第29号 令和2年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件 (教育企画課)  
報告第19号 人事に関する件 **非公開** (教育職員課)

### <一般報告>

- 一般報告① 児童・生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]  
一般報告② 生涯学習の全庁的な推進体制について [生涯学習企画課]

### <資料による情報提供>

- ・第7回(令和2年6月)定例市議会における一般質問の答弁について [教育総務課]

以 上

傍 聴

1名

重松教育長	<p>では、時間になりましたので、令和2年度 第5回 教育委員会定例会を開催させていただきます。議事録署名委員には側垣委員を指名します。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は傍聴希望者が1名おられます。会議は公開が原則ですが、議案第29号、一般報告②は市議会に報告する案件、報告第19号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりません。</p> <p>また、議案第28号、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告させていただきます。</p> <p>先日、総合教育会議が開催されました。その中で、コロナ禍の中学校が休校になり、その間の授業をどうするかということで、オンライン授業の話があったわけですが、このたび、6月23日時点での休校時の状況について、国の調査結果が出ています。1回目が4月16日にあり、全国1,794教育委員会の回答を集めて、その結果が出ています。</p> <p>まず、オンライン指導ですが、4月16日の時点では5%だったのが、15%に伸びています。ただ、この伸びているのは、高校が47%と非常に伸びており、その結果、小学校、中学校は相変わらず低い状況になっています。小学校が8%、中学校が10%ということで、低いままです。それ以外には、デジタル教科書や教材を活用したのが、29%から40%に伸びています。</p> <p>それから教育委員会が独自に用意した学習動画を使ったのが10%から26%、教科書や紙の教材の活用は、同じように100%やっているという状況になっています。</p> <p>家庭学習の把握の方法については、複数回答ですが、電話やFAXでの連絡が92%、登校日の設定が45%から80%、家庭訪問の実施が、これは前にはなかった項目で、78%という結果からそれぞれ何らかの形で家庭学習の状況把握</p>

をしているという状況が伺えます。

今回オンライン教育が増えなかったのは、コンピュータがまだ十分にそれぞれの学校で揃っていないということと、オンライン教育をするための作成のプログラムがまだ十分でき上がっていないという状況で、そういう結果になっているのだと思います。

総合教育会議のときに少し話をしたのですが、オンライン教育については、オーストラリアが非常に発展しているということなので、その例について一つ挙げたいと思います。オーストラリアという国は非常に広く、日本の20倍の面積があり、人口は海岸側に集中しているという特徴があります。内部には大きな牧場があり、隣の家に行くまでに数十キロ、それから最寄りのまちや学校まで数百キロあるのが珍しくないという環境です。ですから、学校に行き勉強するということがなかなかできないので、そういう意味では遠距離教育に取り組む必要があるという状況があります。

もう一つは、子供たちが最初から寄宿舎に入ってしまったので、そこで勉強をするという方法をとっているそうです。その遠距離教育ですが、それがスタートしたのが今から100年前の1922年、先生と子供たちの郵便のやり取りの通信教育から始まったそうです。1960年代になると、ラジオや無線による授業が行われて、スクール・オブ・ジ・エアということで、公立で遠距離教育をやったようです。そのときに、普通の学校以外に、そういう遠距離教育をするための学校ができたとのことです。そこでは、遠距離教育を専門にやっていて、子供たちに郵便で教材を送ったり、短波ラジオや無線を使ったりしてクラスメイトと連絡を取りながら授業をしていました。その後、電話でのマンツーマンレッスン、現在はインターネットを中心として授業をやっているということです。

具体的な内容については、テレビ会議システムを使って複数の子供たちが参加する授業をしたり、テレビ電話を使って1対1の個別授業をしたり、それから図工や美術は課題が与えられて、好きな時間に作品を作り上げて、でき上がった物を見せて評価してもらう。また、メールで担任の先生と学習や生活の相談を受けるということもやっているみたいです。

授業と授業の合間につながっている場合は子供同士でチャットを使ったり、ビデオ通話をしておしゃべりしたりしているということもあります。

ただそれだけではなく、年に2回程度、通信のための学校に集まってもらって、理科の実験や、グループワーク、体育などスポーツを必ずやるということをやっているみたいです。

そういう形で、オーストラリアではオンライン教育をやっていますが、なぜ、こういうことができるようになったかという、オーストラリアはデジタル教育改革というのをやって、その中で全ての学校、すべての子供たちが1台コンピュータを持つということをやったみたいです。その結果、今は、全部の子供たちが持っています。ちなみに、OECDの調査だと加盟国平均で5人に1台です。

日本の場合は5.4人に1台で、5人に1台という形になっていますが、オーストラリアは一人に1台、全部コンピュータを持っていると。ただこれは、国などが全部渡したのではなくて、それぞれの家庭でコンピュータを必ずそろえてくださいと。要するに日本で言うリコーダーや体操服を購入して用意するのと同じように、ノートパソコンやタブレット型の端末を用意することを家庭に求めたいです。ただし、経済的な事情で用意できない家庭については、学校が予算を組んでパソコンを用意して貸し出すということをやっているみたいです。

どういうことに使っているかという、先ほど言った授業で使っているわけですが、6歳から7歳の子供については、29%が国語、算数、理科の授業で週3回以上、そのほかでも、週のうち大体50%は使っているとのことで、合わせて80%ぐらいは、コンピュータを使った形になっているようです。高学年になると全部でオンライン教育をやっているわけですが、低学年の場合は、やはり通信や、電話対応などという形で、インターネットをそのまま使っているだけではない授業をしているということがあります。

なぜ、そういう低学年というか、6歳から7歳ぐらいの子供たち、小学校1、2年生の子供たちにそういうオンライン教育をやらないかという、2010年にスティーブ・ジョブズが言ったことがあります。ジャーナリストがジョブズに対して、お宅のお子さんはiPadを十分に使っているのでしょうかと言ったら、うちの子はまだ使ったことがない、家では全く使わせない、テクノロジーを使うと非常に恐ろしいことになるのだと、ジョブズ本人が言ったそうです。

コンピュータを使う年齢が10歳以上、特に15歳ぐらいからであれば問題ないが、特に5歳以下の子供に与えると、麻薬みたいなもので、自分で制御できなくなるということが言われています。ですから、使うのであればどういうふうにするかということを決めて、一日に30分程度から1時間の間が一番適切ではないかということが言われています。16歳以上からは、自分で判断して使うのが適切であると。iPadを使う場合については、ゲームなど、そういう時間ではなくて、コンピュータを使っているいろんなことを創造する、例えば、絵を描いたり、

いろいろなチラシを自分で作ったり、それからビデオの編集をしたり、そういう創造的な活動をするために使うのであれば有効であるが、そうではない場合は低学年の子供たちにそれを与えることはいかなるものかなど。なぜかという、それに依存してしまう形になってしまっているのではないかとということが言われています。

使い方が非常に問題だということが言われていますので、今後、私たちも学校に入れる場合に低学年の子供とそれ以上の子供たちの使い方を分けるなど、課題がいろいろあるのかなということを思っています。

それから、UCLAの調査ですと、数日間、電子機器を禁止した子供たちの社会的スキルが向上したというデータもあるみたいです。今後、これの使い方については、十分に検討すると同時に、中身をどうするかという問題と、あくまでもインターネットは、道具、文具の一部として使用するということが非常に大事なのではないかなと思っています。それから子供たちのお互いのコミュニケーションをとるという意味で使うのであれば、有効な活用ができるのではないかな。

それともう一つ、アメリカの大学で今、コロナがはやっていて、なかなか授業ができないので、オンラインで講義をやっているわけですが、アメリカの場合は、このオンライン教育については、ある程度システムができ上がっていて、まず、授業ごとに必読文献があって、それを活用して図書館で調べ、そして図も使ったりして、討論をし、その後ノートにまとめて点検をし、レポートを出して、試験問題に対応するという、システム的なことがある程度完成しているの、非常に有効に使えているみたいです。

ただ、問題もあって、アメリカの場合は大学の授業料がすごく高く、日本円で言うと年間500万ぐらいの授業料を払っているようです。そうすると、オンライン教育で500万も払うのかという苦情が出てきて、それならばそんな学校は辞めてもいいのではとなってきます。ましてや今はほとんどオンラインなどいろいろな形で大学は授業を公開していますので、それを見ればいいのではないかとことを言われているみたいです。ですからこのまま行くと、ナンバースクールというか、有名校についてはそのまま存続していくけれども、全米にある2,800の大学のうちの500から1,000校程度は、この5年間で倒産するのではないかとことを言われています。ですからやはり授業というのは、1対1というか、子供たちが集まって、生徒が集まって授業をするということが非常に大事なことで、日本もこれからオンライン教育をやっていきますが、使い方を間違えるとそうなるのかもしれないということを言われていますので、大きな課題もあるということを思っています。

	<p>今後、このコロナがどういう形になるかはわかりませんが、たぶん1年ぐらいは、この状況が続くのかなと思っていますので、今後、授業のあり方など、いろんなことについて私たちも勉強をするとか、情報を集めながら対応していかなきゃいけないのではないかなと思っています。</p> <p>私からは、前の総合教育会議を受けて、今回オンライン授業の情報についての話をさせていただきます。</p> <p>これについて何かご意見がありましたら、お願いしたいと思います。</p>
側垣教育委員	<p>今のお話を伺っていて、オーストラリアは以前から準備されていたようですが、コロナで医療も含めて、そういった方向性を強く求められるようになったのかなと感じました。オンライン教育の先進国の例というのはかなり参考にすべきことがたくさんあるなど伺っていました。</p> <p>実は、私の友人は韓国にたくさんいるのですが、韓国の大学も社会人に門戸を開くとか、社会人向けの大学の授業をオンラインですずっと何年も前からしています。韓国は日本よりもそういうインターネットのことが整備されていますので、専門大学、大学院もあるので、そういうことが今度、子供たちの方に移ってくるのかなという話もしています。</p> <p>ただやはり、今、教育長がおっしゃったようにいわゆる対人関係をどうするか。そのあたり、マイナスにならない工夫をいかにするのかということが、とても重要だなと。やはり社会を構成するのは、人と人のそのつながりですから、これからこのコロナの時代にそれをどういう工夫をしてやっていくのかということが、機械に頼るということよりは、人間として何ができるのかということ、工夫するのが教育かなという思いでお話を伺っていました。</p>
長岡教育委員	<p>アメリカのオンライン教育のお話の中で、文献を購読する、そしてそれをもとに討論する、そしてレポートを書くという一連の流れが確立されているということだったのですが、いずれを取っても日本の場合は十分ではなくて、オンラインでここまでできるのだというのに驚いたのと、そもそもオンラインになる前にこういうことができるように、ふだんの対面の授業のときからしておかないといけないのだなと感じました。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>

山本教育委員	<p>オンラインの話や、ICTの話はずっとこの前からしているのですが、この時点で当面の課題と最終的にはどこを目指すかということ整理して考えないといけないという気がしています。当面の問題というのは、例えば、8月17日が始業式ですか。8月17日、つまり2学期がスタートしたときに、学校で感染があつて休校措置をしたとします。仮にどこかの学校でそういうことが発生したということを想定したときに、何ができるのだということを、この時点で想定しておくことがすごく大切だなという気がしているのです。この前の総合教育会議で佐々木次長の話の中で、子供の顔が見える、声が聞こえるということがどれだけ大切なことかということを実感したということがありました。そのとおりだという気がしています。私もZoomで授業をしたとき、学生の顔を見た瞬間ほっとして、笑い顔が出てきました。当然各学校は、家庭訪問したり、電話をしたりしているのですが、学級の子供の顔が見えることは、すごく大切だと思います。最低限何かそういうことができる環境作りが必要だという気がしますし、できることから早急にしていかないといけないと思います。</p> <p>それから、すごく参考になったのは、市立西宮高校の話です。学校で1週間のガイドラインを作っていますよね。ああいうガイドラインを作るということも、すごく大切なことなのだろうと思います。それを、学校任せにするのではなくて、大変ですがやはり行政が案を示すことが必要なのだと思います。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは、ないようですので、これより審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第26号「西宮市学校教育事業審査委員会臨時委員委嘱の件」を議題とします。</p> <p>教育研修課長、お願いします。</p>
教育研修課長	<p>議案第26号「西宮市学校教育事業審査委員会臨時委員委嘱の件」について、ご説明いたします。</p> <p>本審査員会は、西宮市附属機関条例に基づき、学校教育事業を委託する事業者の選定等についての調査及び審議を行うため設置しております。</p> <p>今年度は、「令和3年度西宮市立学校外国人英語指導助手派遣業務」について、選</p>



重松教育長	<p>定する予定にしております。</p> <p>事業者の選定に当たり、提案者からの提案の審査・評価を行うために、財務関係に精通する委員が必要でありますので、臨時委員の選考を行い、本日、付議するものでございます。</p> <p>選考いたしました委員は、公認会計士である大門吉俊様でございます。任期につきまして、令和2年9月1日から審査・評価が終了するまでといたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第26号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第27号「教育財産用途廃止の件」を議題とします。</p> <p>学校管理課長、お願いします。</p>
学校管理課長	<p>議案第27号「教育財産用途廃止の件」について、説明いたします。</p> <p>現在、生瀬小学校区では、保育需要に応えるべく新たな保育施設が必要な状況となっているため、こども支援局において、移転後の生瀬幼稚園の跡地を活用し、幼保連携型認定こども園を整備する事業に取り組んでおります。</p> <p>そのため、教育委員会が所管する生瀬幼稚園の土地及び建物について、教育財産としての用途廃止を行い、令和2年10月1日付で、こども支援局に所管換えを行う予定としております。</p> <p>お手元の資料の「別紙1」をご覧ください。</p> <p>こちらは土地及び建物の所管換えの一覧になります。</p> <p>配置図の太線で囲んでいる土地、1,934.81平米、園舎及び附属建築物の3棟、839.7平米をこども支援局に所管換えを行います。</p> <p>今後の事業スケジュールにつきましては、令和2年10月より、既存建物の改修</p>

重松教育長	<p>工事を行い、令和3年4月から幼保連携型認定こども園が開園する予定となっております。</p> <p>以上、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第27号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>次に、報告第17号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第7号)(8月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>報告第17号「令和2年度 西宮市一般会計補正予算(第7号)(8月臨時会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議会への予算案の提出に当たりましては、議案として教育委員会会議に付議し、教育委員会としての意見を決定する必要があります。</p> <p>本件につきましては、議会に上程する期日の関係で、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、7月28日付で決定いたしましたので、本日、同条第3項の規定により、これを報告させていただくものでございます。</p> <p>それでは、資料の3ページ目、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。</p> <p>上の表は歳入予算で、2億6,051万2,000円を増額し、補正後の額を34億2,264万1,000円とするものでございます。下の表は歳出予算で、11億1,050万8,000円を増額し、補正後の額を259億1,210万5,000円とするものでございます。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。歳出補正予算の明細でございます。</p> <p>「基礎学力向上事業経費」は、小・中学校等で学習活動の補助を行う、「学びの指</p>

導員」を拡充することに伴い、報償費等、3,042万6,000円を増額するものでございます。

次の「不登校児童生徒支援事業経費」につきましては、「あすなる学級なるおきた」のトイレ手洗い場の自動水栓化に伴い、工事請負費、31万円を増額するものでございます。

次の「小学校管理運営事務経費」につきましては、各学校が校長判断で迅速かつ柔軟に感染症防止対策や学習保障等に必要な取り組みを実施できるよう、消耗品費や備品購入費等、1億3,849万6,000円を増額するものでございます。

次の「小学校維持管理事業経費」につきましては、トイレ等の手洗い場の一部を自動水栓化又はレバー式水栓化することに伴い、工事請負費、2億989万2,000円を増額するものでございます。

次の「小学校施設整備事業費」につきましては、県の「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、感染症クラスターを発生させないため、災害時に避難所となる体育館へ換気設備を設置することに伴い、工事請負費等、2億3,632万円を増額するものでございます。

次の「中学校管理運営事務経費」につきましては、小学校と同様に、各学校で、迅速かつ柔軟に感染症防止対策や学習保障等に必要な取り組みを実施できるよう、消耗品費や備品購入費等、6,162万7,000円を増額するものでございます。

次の「中学校維持管理事業経費」につきましては、トイレ等の手洗い場の一部を自動水栓化又はレバー式水栓化することに伴い、工事請負費、8,628万6,000円を増額するものでございます。

次の「中学校施設整備事業費」につきましては、小学校と同様に、災害時に避難所となる体育館へ換気設備を設置することに伴い工事請負費等、1億2,200万円を増額するものでございます。

次の「特別支援学校管理運営事務経費」につきましては、小中学校と同様に、迅速かつ柔軟に感染症防止対策や学習保障等に必要な取り組みを実施できるよう、消耗品費や備品購入費等、390万3,000円を増額するものでございます。

次の「特別支援学校維持管理事業経費」につきましては、トイレ手洗い場の自動水栓化に伴い、工事請負費、223万2,000円を増額するものでございます。

次の「特別支援教育事業経費」につきましては、障害のある児童生徒が、教育用端末を効果的に活用できる環境を実現するため、入出力支援装置の購入費、142万3,000円を増額するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

「高等学校管理運営事務経費」につきましては、「なるお文化ホール」で使用するサーモグラフィカメラの購入費、及び小中学校と同様に、各学校で迅速かつ柔軟に感染症防止対策や学習保障等に必要な取り組みを実施できるよう、消耗品費と備品購入費、合わせまして、1,000万7,000円を増額するものでございます。

次の「高等学校維持管理事業経費」につきましては、トイレ等の手洗い場の一部の自動水栓化又はレバー式水栓化、「なるお文化ホール」の座席の抗菌加工実施に伴い、委託料及び工事請負費、1,158万4,000円を増額するものでございます。

次の「高等学校施設整備事業費」につきましては、小中学校と同様に、災害時に避難所となる体育館への換気設備を設置することに伴い工事請負費等、1,337万4,000円を増額するものでございます。

次の「幼稚園管理運営事務経費」につきましては、幼稚園における感染予防対策の実施に係る、保育補助員の拡充等に伴い、報償費、75万1,000円を増額するものでございます。

次の「幼稚園維持管理事業経費」につきましては、トイレ等の手洗い場の一部を自動水栓化又はレバー式水栓化することに伴い、工事請負費、1,029万円を増額するものでございます。

次の「郷土資料館維持管理事業経費」につきましては、名塩和紙学習館のトイレ手洗い場の自動水栓化に伴い、工事請負費、18万6,000円を増額するものでございます。

次の「公民館管理運営事業経費」につきましては、消毒液の購入に係る消耗品費等、207万9,000円を増額するものでございます。

次の「公民館維持管理事業経費」につきましては、トイレ手洗い場自動水栓化及び換気のための部屋への網戸設置に伴い、工事請負費、914万4,000円を増額するものでございます。

次の「図書館管理運営事業経費」につきましては、  
消毒液やサーモグラフィカメラ等の購入及び、自動貸出機の導入や図書資料へのICタグ導入による、非対面サービス促進の取り組みに伴い、人件費及び消耗品費、備品購入費等、1億5,512万4,000円を増額するものでございます。  
なお、人員配置につきましては、教育委員会緊急雇用対策として実施いたします。  
次の「図書館維持管理事業経費」につきましては、図書館における通常の清掃業

務に加えて、不特定多数の人が触れる場所をアルコールで清掃するなど、清掃業務を強化するため、委託料、360万8,000円を増額するものでございます。

次の「学校健康診断事業経費」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年1学期中に実施している児童生徒定期健康診断を2学期以降に実施するため、業務繁忙への対応として、会計年度任用職員の人件費等、136万円を増額するものでございます。

次の「学校保健管理事業経費」につきましては、公立幼稚園への非接触型体温計配備に伴い、消耗品費、8万6,000円を増額するものでございます。

それでは、前に戻りまして、4ページをご覧ください。

歳入補正予算の明細でございます。

表一番上の国庫支出金は、歳出でご説明いたしました、各学校が校長判断で迅速かつ柔軟に感染症防止対策や学習保障等に必要な取り組みを実施できるよう支援する事業に係る経費が、国の補助事業の対象となるため、「学校保健特別対策事業費補助金」として、小学校費で7,445万9,000円、中学校費で3,367万5,000円、特別支援学校費で199万9,000円、高等学校費で500万円を、それぞれ増額するものでございます。

次の県支出金、「公立学校情報機器整備事業費」は、歳出でご説明いたしました、障害のある児童生徒が教育用端末を効果的に活用できる環境を実現するための、入出力支援装置の購入に係る経費が、県の補助事業の対象となるため、142万3,000円を増額するものです。

「学習指導員配置事業費」は、歳出でご説明いたしました、小中学校等で学習活動の補助を行う、「学びの指導員」の拡充に係る経費が、県の補助事業の対象となるため、4,318万8,000円を増額するものです。

次の「複合災害に備えた避難所の体制強化事業費」は、歳出でご説明いたしました、災害時に避難所となる体育館への換気設備設置に係る経費が、県の補助事業の対象となるため、小学校費で9,516万円、高等学校費で552万2,000円を増額するものです。なお、空調設備を有する上甲子園小学校と、今年度空調設備を設置予定の中学校20校については、補助の対象外となっております。

「公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金」は、歳出でご説明いたしました、公立幼稚園への非接触型体温計配備に係る経費が、県の補助事業の対象となるため、8万6,000円を増額するものです。

説明は以上です。ご承認のほど、よろしく申し上げます。

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>体育館の空調設備の整備というのは、どのような換気扇を入れるのでしょうか。</p>
学校管理課長	<p>今回、換気扇を各体育館に配置するのですが、換気扇2台を窓に設置をします。避難所のための換気設備ですので、ある程度の避難人数が入ったあたりと、一人当たりの予定で1台30リューベの空気を入れ替えしないといけないと。それを賄う換気設備の能力のある換気扇を設置するというので、一応これは県の補助要件を満たした設備を設置しようとしております。</p> <p>以上です。</p>
側垣教育委員	<p>大型の換気扇ということですね。</p>
学校管理課長	<p>そうです。有圧換気扇といいまして、ある程度外から風が入っても負けない換気能力のある換気扇です。</p>
重松教育長	<p>ほかにありますか。</p>
藤原教育委員	<p>2点ありまして、まず1点目は図書管理でICタグをといるところなのですが、いわゆるセルフレジのようなものが導入されるものというイメージをしているのですが、既存のバーコードではなくて、本一冊、一冊に新たにICタグを付けるということかなと思います。となると、膨大な作業量が出てくるのですが、その人件費というのも先ほどの人件費の中に含まれているのかということ。</p> <p>後もう1点は、今回の予算の話とはずれるのですが、なるお文化ホールにサーモグラフィカメラを導入するというので、各学校にサーモグラフィカメラを導入するという話がありましたが、現在のその導入の状況を教えてくださいと思います。</p> <p>以上、2点です。</p>
教育企画課長	<p>まず、ICタグの導入に人件費が含まれているかというご質問ですけれども、図</p>

	<p>書資料1, 061千冊にICタグということで考えておりました、説明のときにお伝えいたしました教育委員会緊急雇用対策、新型コロナウイルスの感染症の影響によって、企業から離職を余儀なくされるなど雇用環境への悪影響が生じていることを受けて、失業している方等を対象として運用するというので、人員配置をしてみますが、20人程度の人数を今のところ想定しており、その経費につきましてはこの中に入っております。</p> <p>以上でございます。</p>
佐々木教育次長	<p>サーモグラフィカメラの導入状況でございますけれども、ようやく7月末ぐらいをもって、各学校への導入が今終わったという状況でございます。</p> <p>今後また、使用方法についても、学校現場でやり取りをしていく必要があるかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ほかには。</p>
長岡教育委員	<p>学習指導員配置事業のところの「学びの指導員」ですが、これで何人ぐらいの方をお願いできるのでしょうか。</p>
佐々木教育次長	<p>今、詳しい人数分を持っておりませんので、また数値については、後ほど。</p>
教育企画課長	<p>学びの指導員なのでございますけれども、何人という形ではないのですけれども、積算の根拠としましては、当初、120時間の62校という費用で、当初予算で計上しております。その後、6月補正で一度、学びの指導員ということで補正をさせていただきますまして、それで大体232時間の62校と。今回の8月補正で720時間の62校ということで、拡大させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p>
山本教育委員	<p>今回のコロナに関わる補正がほとんどなのですが、結局後はどれだけ早くこういうことができるのかということがポイントだろうと思います。それぞれ内容によって違うのでしょうかけれども、いつごろまでにこうだという、見通しというか、</p>

<p>教育企画課長</p>	<p>そういうことはこの時点で何かあるのでしょうか。早さの問題ですね。</p> <p>今年度の補正予算ということでいたしますので、基本的に事業系につきましては年度末までに完成させるというのがございます。学校に今回配分させていただきました経費等につきましては、それぞれの学校に予算を付けております。</p> <p>どうしても市で一括してまとめてという形になりますと、入札や、仕様をそろえるなど、そういった作業が必要となってまいりますので、今回の学校に配分している予算につきましては、各学校に必要な応じて、校長先生の裁量で執行していただくということでございますので、そのあたりにつきましてはスピードが上がるのではないかを期待しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山本教育委員</p>	<p>各学校の自動水栓化の契約というのは、市が一括してするのでしょうか。これについては、どういう見通しがあるのですか。</p>
<p>学校管理課長</p>	<p>自動水栓化につきましても、やはり数が非常に多いということになりますので、なかなかすぐには行きません。今考えている契約方法は、単価契約を設定するもので、普通であれば工事する前には設計を組んで、それを入札にかけるという手順が要り、設計だけでもやはり数カ月かかるところを、1カ所幾らという単価がある程度パターン化して計上して、入札を発表するというを考えています。</p> <p>それにおきましてもやはり、すぐには難しいのですが、補正予算成立後、準備期間はやはり1、2カ月は要るかなと思っていますので、9月なり10月頭ぐらいから発注をかけまして、そこからの工事となります。後はやはり物が、恐らく需要がかなりあると思うので、物がそろえるのかと、そのあたりが少し心配しているところです。</p> <p>それと先ほど言われました各学校に配付する予算につきましては、これは予算成立後、できましたら週明けぐらいには、各学校に配付したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>できる限り早目に対応していこうと思っています。なかなかその品物がないと。昨日は大阪でうがい薬がコロナに効くという話があったら、東京でもあつという</p>



	<p>間になくなったと聞きます。もう店に行ったらなかったと。</p> <p>何かがあったら一気に流れていくので、マスクもやっと流通するようになっていますが、それでも油断はできません。</p> <p>できる限り対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第17号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第18号「西宮市いじめ問題調査委員会委員委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>「西宮市いじめ問題調査委員会委員委嘱の件」につきまして、お手元の資料をご覧ください。</p> <p>西宮市いじめ問題調査委員会委員を委嘱するに当たり、令和2年7月20日に「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による、教育長の臨時代理により決定しましたので、第3条第3項の規定により、教育委員会に報告いたします。</p> <p>「西宮市いじめ問題調査委員会」を発足するに当たり、新たに、大阪弁護士会より1名推薦を受け、委員を務めていただいております。この度の任期は、令和2年7月20日から調査委員の任務が完了するまでとなります。委員の内容につきまして、資料1枚目の新旧対照名簿をご覧ください。</p> <p>「いじめ防止等対策委員会」の委員に加え、新たに臨時委員として大阪弁護士会所属の弁護士に委員を務めていただくこととなりました。</p> <p>報告は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>

側垣教育委員	今までの委員に加えて、西村先生が入られる。今、三木先生が医師で一人いらっ しゃいますが、弁護士さんが二人になったという理由は何かありますか。
学校保健安全課 長	対象の保護者の方から、代理人弁護士を通じまして、西宮市以外の調査弁護士を 付けてほしいという要望が出まして、それに対して、代理人弁護士からはぜひ大 阪弁護士会から出してほしいということもございまして、教育委員会から大阪弁 護士会の方に推薦の依頼をかけたということになっております。 以上です。
側垣教育委員	西宮以外のというのはどういうことですか。
重松教育長	西宮市以外というのは、西宮の中で自分たちだけでやるのではなく、きちんとし た外部の方がいないとおかしいと、そういう考えです。
側垣教育委員	わかりました。
重松教育長	よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 報告第18号については、これを承認してよろしいでしょうか。  (異議なし)
重松教育長	ご異議なしと認め、承認します。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが、傍聴の方は退席をお願いします。  (傍聴者 退席)
重松教育長	では、議案第28号「西宮市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件」を議題と します。 地域学校協働課長、お願いします。  (非公開)

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑討論)</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第28号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>議案第29号「令和2年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>議案第29号「令和2年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件」につきまして、報告書の最終案をご説明いたします。</p> <p>前回7月8日の定例会でお配りいたしました資料から、一部見直しにより、文言・数値等を修正しております。</p> <p>修正箇所につきましては、5ページから6ページに添付しております「修正内容一覧」のとおりでございます。</p> <p>また、事務局であります政策局の指示により、各評価シートの項目の下、3番目、項目「Ⅲ 事業費（コスト）の推移」の「正規職員人件費」と、コスト調整額の内、「退職給与引当」につきましては、令和元年度の決算に基づく単価に修正しております。</p> <p>今後、これらの評価シートは「事務事業評価結果報告書」という形で製本され、9月議会の決算資料として議員に配付されることになります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>締め切りの関係で、修正は本日最終となりますが、ご意見等ございましたらお伺</p>

重松教育長	<p>いしたいと考えております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
側垣教育委員	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
重松教育長	<p>西宮神社の塀の修理もこちらの予算で出ていたのですね。</p>
重松教育長	<p>国と県とそれぞれ出しています。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第29号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>一般報告①「児童・生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告①を終了します。</p> <p>次に、一般報告②「生涯学習の全庁的な推進体制について」を議題とします。</p> <p>生涯学習企画課長、お願いします。</p>
生涯学習企画課長	<p>生涯学習の全庁的な推進体制について、お手元の資料をご覧ください。</p> <p>この資料に基づき、9月議会において所管事務報告をする予定です。</p> <p>事前に教育委員の皆様へ報告し、ご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>また、「生涯学習推進体制の再構築」については、行政経営改革前期実行計画の対象にもなっておりますことから、適宜議会への報告が求められています。</p> <p>まず、資料1の生涯学習に関する動向として、平成30年12月に中央教育審議</p>

会から出された答申について概要版を資料として添付しております。この答申の内容については、これまでも何度か教育委員会で説明させていただいておりますので、今回は省略させていただきます。

この答申に基づき、資料1の二つ目の◆に書いていますとおり、第9次一括法により、地教行法、社会教育法、図書館法、博物館法が一部改正され、地方公共団体の判断によって、首長が、条例の定めにより、社会教育施設を所管する法制度が導入されました。

次に、2の西宮市社会教育委員会議の答申ですが、教育委員会から、社会教育委員会議へ、こちらの二つの項目について、諮問し、答申が出されております。この中で、地域コミュニティの維持・発展に向けて社会教育の取り組むべき方向性、今後の生涯学習及び社会教育の推進体制などについて、今回の流れに沿った答申を受けております。

次に、3西宮市の目指す方向として、1から5まで項目を上げています。

添付しているカラー刷りの資料「市民性をはぐくむ西宮市生涯学習推進体制イメージ」という横長の資料をご覧ください。

本市では、中央上の方の黒っぽい四角囲みで表している生涯学習事業部門を中心に市民の生涯学習を実施しています。このうち、宮水学園やスポーツ、文化など一定のものが市長事務部局に移管されております、また、右側の施策推進部門に記載のとおり、防災教育、環境教育、消費者教育など、従来から、市長事務部局が施策推進のために行っている「社会教育」も多々ございます。

また、薄い水色部分にあるように、各施設もそれぞれの設置目的の達成に向け事業実施している状況ですが、今後は、総合的に市民の生涯学習に資するという目的を共有し、市民の学習活動を支援する施設間で連携する必要があると考えております。

下段の緑色の部分には、西宮市の各地域で、市民によって運営・実施されている様々な地域団体や活動を表しており、これらがコミュニティを形成しています。

まずは上段の各事業担当課がピンク色でつながっているように、事業間に横串を刺して体系化し、市民にとってわかりやすい、事業を展開する必要があります。

また、その結果、学びの成果が地域活動で生かされる、参画と協働の仕組みを作っていくことが求められます。このことを左の黄色のところ、「学びと活動の好循環を実現する仕組みづくり」と表現しています。緑色の部分には、生涯学習の推進によって自律的市民（シチズンシップ）の育成をし、それが、矢印の先にコミュニティ（住民自治）の推進につながり、持続可能な魅力あるまちづくりに

貢献することになる、という目指すべき方向を示しました。一番下には、参画と協働のまちづくりなど、それぞれの施策分野で掲げているまちづくりの目標を記載しています。この、生涯学習を基盤としたまちづくりをしていくために、左上の方に示した、生涯学習推進体制を順次構築していきます。

最初の資料に戻っていただきまして、4令和2年度の生涯学習推進体制の整備をご覧ください。

まず、今年度の組織改正で、産業文化局に生涯学習部を設置し、教育委員会から社会教育課を移管することにより、生涯学習の企画部門を担う生涯学習企画課を設置しました。また、教育委員会において、社会教育に関する審議会的機能を果たしてきた「社会教育委員会議」は、市長の附属機関である生涯学習審議会に移行しました。

2ページに移ります。

7月には市内の生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図り、生涯学習施策を円滑かつ効果的に推進するため、市長を本部長とする本部を設置しました。ただし、本部会議は年1回程度とし、副市長をリーダーとし、総務局、政策局、産業文化局、市民局、教育委員会事務局職員で構成する「幹事会」も設け、関係事務の整理と推進に努めることとしました。

次の◆ですが、今後の生涯学習を推進する道標となる生涯学習推進計画を今年度中に策定します。第5次総合計画の部門別計画として令和3年度からの10年計画として策定する予定で、先の生涯学習審議会で協議を進めており、11月の教育委員会会議でまた素案の方をお示しする予定にしております。

続きまして、本題である、5令和3年度以降の組織改正及び取り組みについて説明します。

令和3年度から、(1のところの説明した)地教行法第23条第1項第1号に基づき、図書館・公民館・郷土資料館を市長が所管するよう、12月議会に関係の条例改正を上程する予定で協議を進めております。このことにより、市長を中心とした全庁的な生涯学習推進体制を確立し、市長と教育委員会が連携を密にした、学校教育を含む各教育施策の連携強化、生涯学習関連事業の効率化、社会教育施設、文化施設等を含む複合施設のあり方の見直しなどに取り組みます。

なお、移管にあたっては、社会教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保、学校教育との連携を確保するため、特定社会教育機関を設置及び廃止する場合は、社会教育法に基づき、教育委員会の意見を聴かなければならないものとする規則を制定し、社会教育の適切な実施の確保に努める措置を講じる予定です。

	<p>次に、文化財保護行政についても、地教行法第23条第1項第4号に基づき移管する予定です。市長の下、景観まちづくり、観光などほかの行政分野と連携した総合的な取り組みにつなげ、今後、文化財保存活用地域計画を策定して、日本遺産など文化財を地域資源として活用していくことを目指します。</p> <p>2ページが一番下、生涯学習事業の執行体制については、個人の自己実現だけでなく、学びの成果を地域に還元し貢献できる人材育成や、学び合いによる人とのつながりづくりに注力するよう、事業を体系化し、効果的・効率的な事業展開に努めていきます。移管後は、公民館・図書館・文化財の事業と生涯学習事業、文化・スポーツ事業が、同じ局の中で、一体的に施策を進めていくことができます。既存の事業について、市民の生涯学習を総合的に支援する観点、職員の専門性・業務の継続性等を確保する観点から、業務委託や指定管理者制度も一つの選択肢としながら、実施体制のあり方を検討してまいります。</p> <p>最後に、社会教育は、地域づくりに貢献し、地域を元気にするものであり、地域全体が、地域の核となる学校を育むという形が、今後の社会教育に求められます。学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進し、生涯学習社会を基盤とした持続可能な地域づくりをしていくため、生涯学習施策とコミュニティ施策の連携することができる体制に向けて、組織のあり方については、引き続き検討をしていくものとしています。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>今、説明の中でありましたが、素案が上がってくるのは、11月ぐらいですか。</p>
生涯学習企画課長	<p>生涯学習推進計画を今ちょうど作っておりまして、まだ骨子案ができたぐらいなのですが、11月には素案の形でお示ししようと思っております。</p>
側垣教育委員	<p>わかりました。</p>
山本教育委員	<p>社会教育の方を移して、両方串を指していこうとされているということですね。学校教育との連携も図るということはおっしゃっているのですが、それはこの図には出てこないわけですね。この図の中に、学校教育がある方がいいのかどうか、</p>

生涯学習企画課長	<p>そのあたりはどう考えていらっしゃるのですか。</p> <p>この図の中で、一番真ん中の右寄りにコミュニティ・スクールというのを入れておきまして、やはり学校・家庭・地域が一体として今後、より一層密に連携していくためには、コミュニティ・スクールというのが一番キーになるだろうということで、生涯学習を進めていく上で、そこで学んだことを生かしていただくところについては、やはり学校現場で、学校の中で子供たちに還元していただける仕組みというのを考えていきたいと考えております。</p> <p>また、各事業部門でもやはり子供たちや学校で、いろいろそういう施策についての教育をお願いしたいというけれども、なかなかうまくいかないところがある事業を実施する側としては、課題を聞いておりますので、そのあたり生涯学習企画課の方で、うまく教育委員会とつながる部分でやっていけないかなということも考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
山本教育委員	<p>事業担当課の連携ということも大切になってくると思うのですが、話の中にコミュニティ・スクール等のことが出てきた場合、学校関係の声が出せる場はないのではないのか、という気がします。余りたくさん入れるということもそれは課題がありますが。コミュニティ・スクールの、というのでしたら、何かもう少し連携が取れる関係を作っておかないと、なかなか難しいのではないかなという気がします。</p>
重松教育長	<p>ただ、社会教育部にあるものが全部市長部局に行くわけではないです。一部の、今あるコミュニティ・スクールや、それから青少年育成は、残りますので、そこは教育委員会が運営する。それで、生涯学習審議会のときに、教育委員会も入っていきますので、その部分で連携をするという形になると思います。</p> <p>ですから、大きなところでは全体は動きますが、教育委員会が持っているものとして、コミュニティ・スクールは動かすことはできません。あくまでも教育委員会の中での施策なので、それを向こうへ持って行くということはなかなかできないので、そのあたりのところを整理して、どうつなげていくかということが今後の課題かなと思います。</p> <p>ほかにはありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p>



	<p>では、また案件できたら11月にお願いします。 なければ一般報告②を終了します。 次に報告第19号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退席をお願いします。</p> <p>(関係者以外退席)</p>
重松教育長	<p>報告第19号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>(事務局 提案説明)</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑討論)</p>
重松教育長	<p>無ければ、採決に入ります。 報告第19号については、これを承認してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>ご異議なしと認め、承認します。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして、第5回教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>